

高 齢 者 の 福 祉 サ ー ビ ス

サ ー ビ ス	内 容	対 象 者	費 用 ・ 助 成 額	申 請 方 法	申 請 ・ 問 い 合 わ せ
配食サービス事業	食事を作ることが困難な方に配食を行い食生活の安定、健康維持、安否確認などを行う。 ※昼食か夕食のいずれか1食を宅配 ※週2回以上の継続的な利用が必要	次のいずれかに該当し、食事を作ることが困難なかつ ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ②虚弱な高齢者のみの世帯 ③ひとり暮らしの障がい者	＜利用者負担額＞ ・ 市民税非課税世帯 380円/1食 ・ 市民税課税世帯 480円/1食	申請書を提出	・ 介護長寿課 (高齢者支援グループ)
緊急通報システム事業	自宅に緊急通報システムを設置し急病や災害時の緊急時に迅速・正確に対応できるようにする。また、火災警報器と連動させることで火災発生時の通報体制を強化する。	①75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 ②65歳以上の介護保険認定(相当)の高齢者のみ世帯	世帯課税状況等により自己負担あり	民生委員・児童委員を通して申請書を提出	
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊が見られる高齢者を介護している家族にGPS機器を貸与し、高齢者が徘徊した時に位置を検索することで早期発見につなげる。	おおむね65歳以上の徘徊の見られる高齢者を介護している家族	＜利用者負担額＞ ・ 基本料金…1,320円/月 ・ 位置情報提供料金 インターネット検索…基本料金に含む 電話の問い合わせ…220円/回 ・ 現場急行料金…11,000円/回	申請書を提出 ※利用者負担分は口座引落になるため、申請時に口座が分かるもの(通帳)・届出印が必要	
市在宅心身障害者福祉手当	在宅で介護しているかたに福祉手当を支給する。	次のいずれかに該当するかたと同居し在宅で介護しているかた ①身体障害者手帳1、2級のかた ②療育手帳A、Aのかた ③精神障害者保健福祉手帳1級のかた ④要介護4または5のかた	＜助成額＞ 月額3,000円 ※所得による受給制限あり	申請書を提出	・ 社会福祉課 (障がい者支援グループ)
紙おむつ等購入費助成事業	那珂市内の指定販売店で紙おむつ等(紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・おしりふき・防水シーツ)を購入できるクーポン券を発行する。	在宅で市民税非課税の要介護4または5のかたを介護している家族 ※施設入所中や入院中のかたは該当しない	＜助成額＞ ・ 市民税非課税世帯 24,000円/期 ・ 市民税課税世帯 12,000円/期 ※1枚1,000円の助成券を交付 ※年3回、期間ごとに申請	申請書を提出	・ 介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・ 瓜連支所 (支所窓口グループ)
救急医療情報キット	かかりつけの医療機関、持病の有無、服用内容など、救急時に必要な情報を記載して保管しておき迅速・正確な救急活動に備える。	①65歳以上のひとり暮らし高齢者 ②65歳以上の高齢者のみの世帯のかた ③身体障害者手帳1級、2級のかた	無料	申請書を提出	・ 介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・ 地域包括支援センター (青燈会/ゆたか園/ナザレ園)
いばらきシニアカード	高齢者の積極的な外出を促し、自身の健康増進やひきこもり防止につなげるためにシニアカードを配布し、協賛店舗に提示するとお得なサービスが受けられる。	65歳以上のかた	無料	申込書を提出	・ 介護長寿課 (高齢者支援グループ) ・ 地域包括支援センター (青燈会/ゆたか園/ナザレ園)

高 齢 者 の 福 祉 サ ー ビ ス

サ ー ビ ス	内 容	対 象 者	費 用 ・ 助 成 額	申 請 方 法	申 請 ・ 問 い 合 わ せ
いばらき身障者等 用駐車場 利用証制度	ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場（車いす使用者用駐車施設）を本当に必要としているかたが利用しやすい環境を整備するため、当該利用駐車場の利用証を発行する。	歩行が困難で、かつ次のいずれかの交付基準に該当するかた ①身体障害者手帳をお持ちのかた（障がいの種類や等級によって異なる） ②療育手帳㉔、A のかた ③精神障害者保健福祉手帳1級のかた ④要介護1以上のかた ⑤指定難病特定医療費受給者証を交付されたかた	無料	申請書を提出	・ 社会福祉課 （障がい者支援グループ）
タクシー利用 助成事業	在宅の重度の障がい者や要介護者などが通院などでタクシーを利用する際に使える助成券を交付する。	①身体障害者手帳1級～5級のかた ②療育手帳㉔、A、Bのかた ③精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた ④要介護1～5のかた ⑤指定難病特定医療費受給者証をお持ちのかた ※自動車税の減免を受けているかたは除く	＜助成額＞ 1枚600円のタクシー券を年間48枚を限度に交付 ※人工透析の治療を受けているかたは96枚を限度に交付 ※申請時期により交付枚数は異なる	申請書を提出	・ 社会福祉課 （障がい者支援グループ） ・ 瓜連支所 （支所窓口グループ）
デマンド交通 運行事業 （ひまわり タクシー）	日常生活の移動手段に不便をきたしている方のために、電話予約により、同じ方向に向かう他の利用者と乗り合いで、自宅や指定の場所から目的地まで送迎を行う。	次のいずれにも該当するかた ○那珂市にお住まいのかた ○登録証をお持ちのかた ※事前に利用者登録が必要 ○1人で乗降ができるかた ※1人で乗降できない場合、介助者が同伴すれば利用できる。ただし、介助者も利用者登録及び利用料金が必要。	＜利用料金＞ ①大人 300円 ②障がい者及びその介助者 100円 ・ 身体障害者手帳1～5級のかた ・ 療育手帳㉔、A、Bのかた ・ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた ・ 要介護1～5のかた ・ 指定難病特定医療費受給者証をお持ちのかた ※介助者は1人のみ適用 ※市外（水戸市・ひたちなか市）に行く場合は、料金が2倍になります。	申請書を提出 ※②のいずれかに該当する方は、障害者手帳・介護保険被保険者証等の写しも提出	・ 都市計画課 （都市計画グループ） ・ 瓜連支所 （支所窓口グループ）
運転免許 自主返納支援	運転免許証を自主返納したかたの移動手段確保のため、ひまわりタクシーの特別利用券を交付する。	次のいずれにも該当するかた ①申請時において那珂市内に住民登録をしているかた ②運転免許を自主返納又は失効し、その日から1年を経過していないかた ③市税等の滞納がないかた	＜助成額＞ ひまわりタクシーの特別利用券1万5千円分（100円券×150枚）を交付 ※1人1回限り ※有効期間なし	申請書、運転免許取消通知書又は運転経歴証明書の写しを提出。	・ 都市計画課 （都市計画グループ） ・ 瓜連支所 （支所窓口グループ）
介護マーク	介護をしている人を周りの人に温かく見守ってもらうことにより、介護を行う人の精神的負担を軽くするためのマークを配布する。	次のいずれかに該当するかたを介護しているかた ①認知症のかた ②介護が必要な高齢者・障がい者など ※介護マークが必要でなくなった場合は配布場所に返還してください	無料	窓口で配布	・ 介護長寿課 （高齢者支援グループ） ・ 地域包括支援センター （青燈会/ゆたか園/ナザレ園）
成年後見制度	認知症のかたなどを保護するため、成年後見人などが本人に代わって財産管理、介護サービスなどの契約を行う制度。	後見人が必要なかた	＜費用＞ ・ 申し立て費用 ・ 成年後見人等への報酬費用 など ※額は内容により異なる	水戸家庭裁判所へ申し立て ※申し立て人は、本人、配偶者、親族ができる。ただし、身寄りがいない場合は市長申し立てを行うことができる。	・ 介護長寿課 （高齢者支援グループ） ・ 地域包括支援センター （青燈会/ゆたか園/ナザレ園） ・ 水戸家庭裁判所 ☎029-224-8175 ・ 権利擁護サポートセンター ☎029-309-5001